

八王子市指定障害福祉サービス事業者等の指定等実施要綱

平成 27 年 2 月 27 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成 24 年八王子市規則第 25 号。以下「規則」という。）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定申請を行う者は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（更新）申請書（規則第 1 号様式）（以下「指定（更新）申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付することにより行うものとする。

- (1) 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所及び行動援護事業所の申請にあつては、付表 1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所等の指定に係る記載事項（第 1 号様式）を添付するものとする。出張所がある場合においては、付表 1 - 2 居宅介護等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（別記第 1 号様式の 2）を併せて添付するものとする。
- (2) 療養介護事業所の申請にあつては、付表 2 療養介護事業所の指定に係る記載事項（第 2 号様式）を添付するものとする。
- (3) 生活介護事業所の申請にあつては、付表 3 生活介護事業所の指定に係る記載事項（第 3 号様式）を添付するものとする。一体的に実施する従たる事業所がある場合においては、付表 3 - 2 一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項（第 3 号様式の 2）を併せて添付するものとする。
- (4) 福祉型の短期入所事業所の申請にあつては、付表 4 短期入所事業所の指定に係る記載事項（福祉型）（第 4 号様式）を添付するものとする。医療型の短期入所事業所の申請にあつては、付表 4 - 2 短期入所事業所の指定に係る記載事項（医療型）（第 4 号様式の 2）を添付するものとする。
- (5) 重度障害者等包括支援事業所の申請にあつては、付表 5 重度障害者等包括支援事業所の指定に係る記載事項（第 5 号様式）を添付するものとする。
- (6) 共同生活援助事業所の申請にあつては、付表 6 共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その 1、付表 6 その 2、付表 6 その 3（第 6 号様式）を添付するものとする。

- (7) 障害者支援施設の申請にあつては、付表 7 その 1 障害者支援施設の指定に係る記載事項、付表 7 その 2 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項、付表 7 その 3 従業員の職種・員数に係る記載事項（第 7 号様式）を添付するものとする。
 - (8) 自立訓練（機能訓練）事業所の申請にあつては、付表 8 自立訓練（機能訓練）事業所の指定に係る記載事項（第 8 号様式）を添付するものとする。一体的に実施する従たる事業所がある場合においては、付表 8 - 2 一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項（第 8 号様式の 2）を併せて添付するものとする。
 - (9) 自立訓練（生活訓練）事業所の申請にあつては、付表 9 自立訓練（生活訓練）事業所の指定に係る記載事項（第 9 号様式）を添付するものとする。一体的に実施する従たる事業所がある場合においては、付表 9 - 2 一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項（第 9 号様式の 2）を併せて添付するものとする。
 - (10) 就労移行支援事業の申請にあつては、付表 10 就労移行支援事業の指定に係る記載事項（第 10 号様式）を添付するものとする。一体的に実施する従たる事業所がある場合においては、付表 10 - 2 一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項（第 10 号様式の 2）を併せて添付するものとする。
 - (11) 就労継続支援事業の申請にあつては、付表 11 就労継続支援事業の指定に係る記載事項（第 11 号様式）を添付するものとする。一体的に実施する従たる事業所がある場合においては、付表 11 - 2 一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項（第 11 号様式の 2）を併せて添付するものとする。
 - (12) 多機能型事業実施の場合においては、各事業の付表と併せて付表 12 指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項（総括表）その 1、付表 12 その 2（第 12 号様式）を添付するものとする。
 - (13) 一般相談支援事業所の申請にあつては、付表 13 指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項（第 13 号様式）を添付するものとする。
 - (14) 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の申請にあつては、付表 14 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項（第 14 号様式）を添付するものとする。
- 2 規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に指定すると決定したときは、指定通知書（第 15 号様式、第 16 号様式、第 17 号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、却下すると決定したときは、理由を示して、却下通知書（第 18 号様式、第 19 号様式、第 20 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（指定の更新）

第 3 条 規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新の申請を行うものは、指定（更新）申請書（規則第 1 号様式）に別に定める書類を添付

することにより行うものとする。

- 2 規則第2条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新をすると決定したときは、更新通知書（第21号様式、第22号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、通知後に事業者の不正行為が判明するなど特段の事情があるときは、更新決定を撤回する場合がある。
- 3 規則第2条第2項の規定に基づき、指定の更新を行わないことを決定した場合は、理由を示して、更新却下通知書（第23号様式）により、申請者に通知するものとする。

（指定の変更）

第4条 規則第3条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請を行うものは、特定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定変更申請書（第24号様式）に別に定める書類を添付することにより行うものとする。

- 2 指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更をすると決定したとき又は却下すると決定したときは、指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定変更について（第25号様式）申請者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第5条 規則第6条の規定に基づく指定の取消し又は停止は、指定取消停止通知書（第26号様式）により行うものとする。

（業務管理体制の整備）

第6条 規則第8条第1項の規定に基づく届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第27号様式）又は児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第28号様式）により行うものとする。

- 2 規則第8条第2項の規定に基づく届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第29号様式）又は児童福祉法第11条に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第30号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、第1項及び前項の規定による届出に関し、国、東京都に対して、情報を提供することができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

